

○丸亀市議会傍聴規則

(平成17年5月10日議会規則第2号)

改正 平成24年3月23日議会規則第3号

丸亀市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、これを一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席で傍聴しようとする者は、受付において自己の氏名及び住所を明記しなければならない。

3 報道関係者席で傍聴できる者は、議長が指定する新聞及び放送記者に限る。

(傍聴券の発行)

第3条 一般席で会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 団体で会議を傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者が交付を受けるものとする。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(議場への入場禁止)

第4条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、議場に入ることができない。

(会議資料の提供)

第5条 議長は、傍聴人に会議資料(丸亀市情報公開条例(平成17年条例第21号))

第7条に規定する非開示情報が記録されている部分を除く。)を提供するよう努めるものとする。

(傍聴席に入ることのできない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品を携帯している者

(3) 張り紙等の意思を表示するものを携帯している者

(4) その他議長において、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 大きな声や音を発する等、騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

丸亀市議会傍聴規則

(撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日議会規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。